㊥

広労発基 0817 第３号
令和８年８月 17 日

広島地方最低賃金審議会
会長　岡田　行正　殿

広島労働局長
宮原　真太郎

広島県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

標記について、下記の特定最低賃金に関し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第１項の規定に基づき、改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

１　広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第２号）
２　広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第３号）
３　広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第４号）
４　広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第５号）
５　広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第６号）
６　広島県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第７号）
７　広島県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第８号）
８　広島県自動車小売業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第９号）

㊥

令和８年 10 月７日

広島労働局長
　宮原　真太郎　殿

広島地方最低賃金審議会
会長　岡田　行正

広島県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和８年８月 17 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の広島県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、審議した結果、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

記

１　広島県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第７号）
２　広島県自動車小売業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第９号）